

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	目. 1. 目黒本町地区 約18.8ha (目黒区南東部)	目. 2. 上目黒・祐天寺地区 約40.5ha (目黒区中央部)	目. 3. 駒場地区 約22.9ha (目黒区北西部)	目. 4. 五本木地区 約14.6ha (目黒区中央部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路及び公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路及び公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路及び公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路及び公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指す。 また、住宅地と商業、工業との調和のとれた土地利用を図る。	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指す。 また、住宅地と商業、工業との調和のとれた土地利用を図る。	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指す。 また、住宅地と商業、工業との調和のとれた土地利用を図る。	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指す。 また、住宅地と商業、工業との調和のとれた土地利用を図る。
c	建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業（密集型）により、木造建築物の建替えを促進し、不燃化を図るとともに、共同化の誘導を進め、オープンスペースの確保等により安全で良好な住環境の形成を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、不燃化を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、不燃化を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、不燃化を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助46号線、地区内の公園等の整備を図る。	地区内の公園等の整備を図る。	地区内の公園等の整備を図る。	地区内の公園等の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 住宅市街地総合整備事業（密集型）を利用し、公共は避難経路で有効な主要生活道路の整備、公園等の整備を行い、民間は建替え助成制度を活用し、建築物の整備を行う。 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 街路整備事業補助46号線（事業中） 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 地区計画（目黒本町五丁目地区）（決定済） 特定防災街区整備地区（目黒本町五丁目24番地区）（決定済） 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項 街路整備事業補助30号線（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 防災街区整備事業（目黒本町五丁目24番地区）（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制不燃化促進特定整備地区	公共は避難経路で有効な公園等の整備を行い、民間は建築物の不燃化を進める。	公共は避難経路で有効な公園等の整備を行い、民間は建築物の不燃化を進める。	公共は避難経路で有効な公園等の整備を行い、民間は建築物の不燃化を進める。
			再開発等促進区を定める地区計画「上目黒二丁目地区」（決定済）	住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了）	街路整備事業補助26号線（完了） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了）

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	目. 5. 目黒本町六丁目・原町・洗足地区 約42.2ha (目黒区南東部)			
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路及び公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。			
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指す。 また、住宅地と商業・工業との調和のとれた土地利用を図る。			
c	建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業（密集型）により、老朽木造建築物の建替えを促進し、不燃化を図るとともに、共同化の誘導を進め、オープンスペースの確保等により安全で良好な住環境の形成を図る。			
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助46号線、地区内の公園等の整備を図る。			
e 再開発促進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	住宅市街地総合整備事業（密集型）を利用し、公共は公園等の整備を行い、民間は建替え助成制度を活用し、建築物の整備を行う。			
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 街路整備事業補助46号線（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中） 防災街区整備事業（原町一丁目7番・8番）（事業中）			
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	地区計画（西小山駅前地区）（決定済） 地区計画（原町一丁目・洗足一丁目地区）（決定済） 特定防災街区整備地区（原町一丁目7番・8番地区）（決定済）			
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	街路整備事業補助30号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制不燃化促進特定整備地区			

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおよその位置)	目. 1. 目黒本町地区 (目黒区南東部)				目. 5. 目黒本町六丁目・原町・洗足地区 (目黒区南東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。				密集市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助46号線 補助30号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助46号線 補助30号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員20m、延長510m 幅員15m、延長180m		防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員20m、延長550m 幅員15m、延長180m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：特定整備路線（令和4年度まで） 防災都市計画施設道路第2号：完了				防災都市計画施設道路第1号：特定整備路線（令和5年度まで） 防災都市計画施設道路第2号：完了			

「防災公共施設の配置は、附图に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	目. 1. 目黒本町地区	目. 5. 目黒本町六丁目・原町・洗足地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号沿道は、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道は、中高層主体の耐火建築物の整備を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、中高層主体の耐火建築物の整備を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号は、道路事業（～令和4年度）に伴い、不燃化促進を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、都市防災不燃化促進事業（平成28年度～）を活用し、沿道建築物の建替えを図る。 また、道路事業（～令和5年度）（予定）に伴い、不燃化促進を図る。